

Q&A

矯正治療についてのQ & A



Q1. 矯正装置は取りはずせるのでしょうか？

A. 患者さん本人がはずせるものと、そうでないものがあります。矯正装置には多種多様であり、どのタイプを使用するかは患者さんの症状により異なります。

なお、かぶるタイプの装置は、取り外しできるので、学校や職場など外出先では使用する必要がありません

Q2. 転勤などで転居する場合は？

A. 引っ越しが決まったらお早めに御連絡下さい。できるだけ継続治療のできるよう手続を行います。転勤の可能

性がある方は、最初から教えておいて頂けると幸いです。



Q3. 歯に付けるブラケットが取れてしまいました。大丈夫ですか？

A. 矯正治療で使用するブラケット装置は、治療が終了した後、撤去することになるため、虫歯の治療のように絶対にとれないように接着するわけにはいきません。

そのため、食べ物を噛んだ時に、外れてしまうことがあります。もし取れてしまった場合はご連絡ください。

Q4. 治療を途中でやめたい時は？

A. 途中でやめたくならないように、始める前に充分ご説明致します。しかし治療の必要上、歯を抜いて治療している場合などは、抜いた歯に対する責任を果たす前に装置をはずす事はできませんので、御了承ください。

なお、患者さんのご都合で治療を中止する場合、お支払い頂いた治療費は返金できません。ただし、転居による転医などの場合は内容に応じて返金致します。

Q5. 医療費控除の適応になりますか？

A. 医療費控除とは家族全員で多額の医療費を支払ったときに、確定申告を行うことで所得税が還付される制度です。自分や家族の病気、怪我などにより支払った医療費

(薬局で購入した風邪薬の代金なども含む)があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

$$\bullet \text{【その年中(1/1 ~ 12/31)に家族全員で支払った医療費】} - \text{【保険金などで補填される金額】} = \text{【A】}$$

$$\bullet \text{【A】} - \text{【10万円または所得金額の5\%(どちらか少ない額)]} = \text{【医療費控除額】}$$

この範囲内で一時的に支払われた医療費が控除され、場合によっては還付されます。ただし、噛むことに関して問題が生じているお子さんが対象となります。

その他、いろいろな条件などがございますので、国税庁ホームページ www.nta.go.jp でご確認ください。

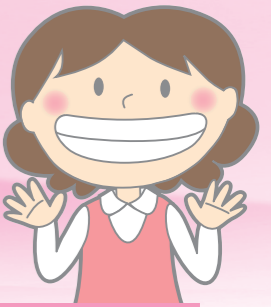
Q6. 検査代、装置代などは別にかかる、基本施術料とはなんですか？

A. 矯正治療は、装置を使って治療するだけではありません。悪習癖(特に舌を出したりする悪いくせ)を直すトレーニングや、うまく大人の歯が出てこられるように子どもの歯を抜いたり削ったり、食生活や歯磨きの指導など、さまざまながあります。基本的には装置をなるべく使わ

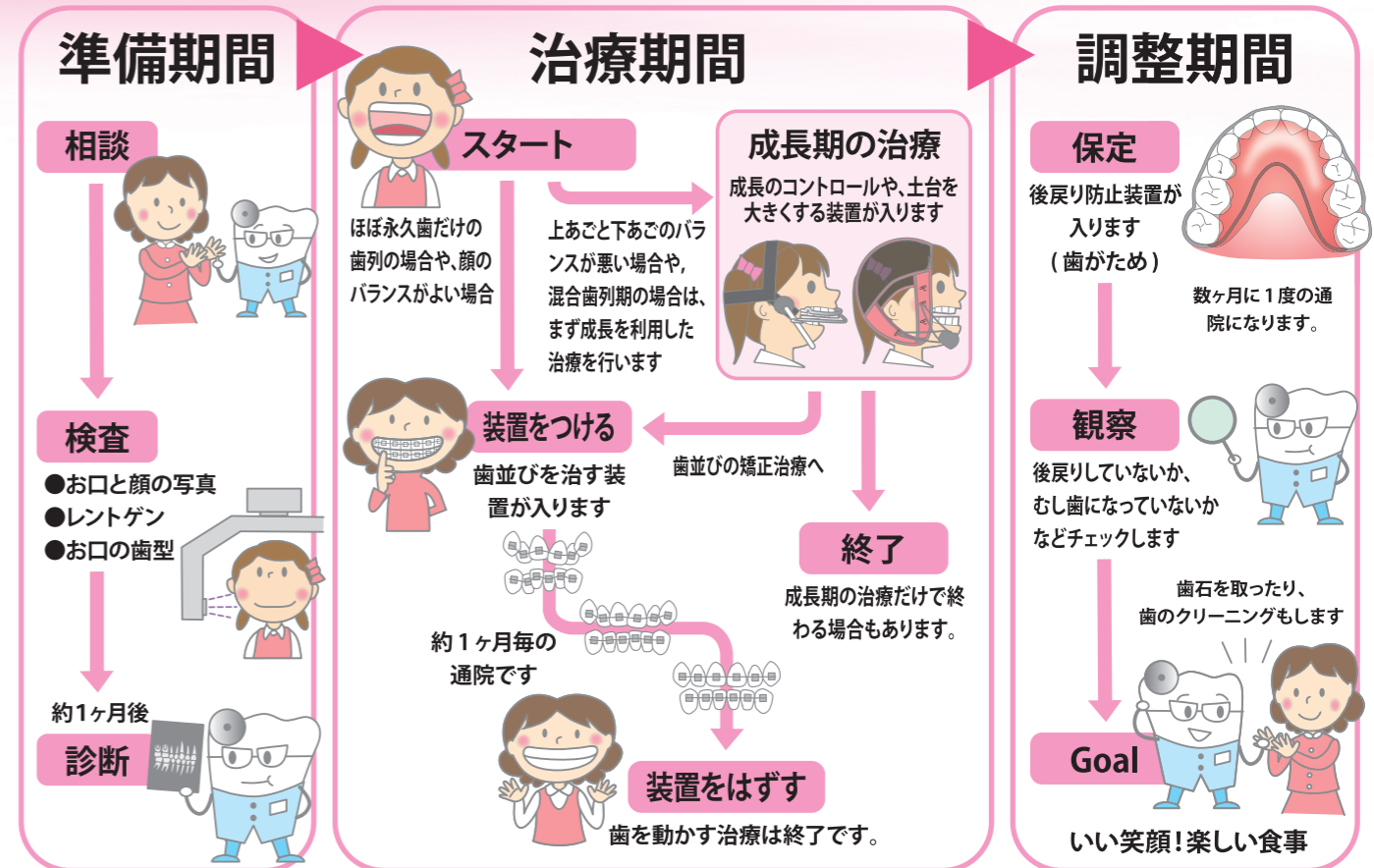
ないで治療を行い、必要に応じて装置を選択します。したがって、基本施術料(基本料金)とは矯正治療を受けるに当たって基本となる治療に対する料金のことです。



矯正治療を始めるにあたって



歯並びが綺麗になるまで



治療を開始するにあたっての注意事項

- 1) 予約の変更: 約束の日に来院できない時や遅くなる時には早めにご連絡下さい。当院の都合で変更が必要になった時はすぐに連絡致しますので、悪しからず御了承下さい。
- 2) 治療の成果: 装置を十分に使用しなかったり、アポイント(治療予約の日)を守らない人では治療がうまく進まず、治療期間が長くなるだけでなく、治療結果が不十分となることがありますので、十分ご注意ください。
- 3) 後戻り、再発と再治療: 矯正治療後、ほとんどの人に多かれ少なかれ「後戻り」がおきます。装置を十分に使用したのに後戻りしてしまったら、装置料は無料で再治療致します。しかし、この装置の使用が不十分で再治療が必要になった際には、治療の一部が有料となることがありますのでご了承下さい。
- 4) 親知らず(第3大臼歯)の抜歯: 親知らずのある人で、生えてくる余地の足りない場合、15才~20才前後にその萌出力によって、再び歯並びやかみ合わせが悪くなる場合があります。このような恐れのある場合は事前に抜歯が必要になります。
- 5) 歯根の吸収と歯肉の退縮: 歯が移動する時に、個人差はありますが、歯の根の先端が融けて根の長さが短くなる場合があります。この原因は今だに良くわかっていません。しかし、ほとんどの場合には日常生活での支障はありません。また、歯肉の退縮は、骨が薄い場合などに歯を動かすと起こることがあります。なるべく退縮しないように気をつけて歯を動かしますが、避けられないこともありますのでご了承下さい。
- 6) 矯正治療中はいろいろな装置がお口の中に入るので歯磨きがしにくくなります。当院で十分歯磨き指導は致しますが、毎日の歯磨きは患者様(お子さんの場合は、本人だけでなく保護者の方)に頑張ってもらわなければいけません。また、あまりに歯磨きが悪い患者様にはよくなるまで装置を入れるのを待つ場合もあります。ご了解ください。
- 7) 矯正装置(保定装置)の紛失、故意の破壊等があった場合は別途費用が発生しますのでご注意ください。
- 8) 治療内容によっては、月に2回以上の来院を御願いすることがありますが、その際も処置料はかかりますのでご了承下さい。
- 9) 治療期間は患者様ごとに歯や骨の反応が大きく異なるため、変わる可能性が有ります。これによって生じる治療計画の見直し等は状況に応じてその都度ご説明させていただきます。